

子どもの権利保障をめぐる課題

～国連子どもの権利委員会は日本に何を求めたか～

日時：2019年4月27日(土) 14:00～16:30 参加費：500円

会場：福岡市早良市民センター 視聴覚室 (研究会員無料)
※どなたでもご参加いただけます
(藤崎バスターミナル上)

「子どもの権利条約」とは、「子どもの最善の利益」を考慮して、子どもの「人格の完全なかつ調和のとれた発達」のために不可欠である子どもの権利が、あらゆる場で実現されることを求めた条約です。今年には国連で条約が採択されて30年、日本が条約を批准して25年の節目の年になります。現在、条約締結国・地域の数、世界で196(2017年2月現在。外務省ホームページによる)となっています。

「子どもの権利条約」は、それを締結した国が定期的に国内の子どもたちの問題や子どもの権利を実現するために政府などが何をしたか、それによってどんな前進があったかを、国連の子どもの権利委員会に報告しなければならないと定めています。これに従い、政府は第4回・第5回統合定期報告書を2017年6月末に提出しました。子どもの権利条約NGOレポート連絡会議は、約20団体および多くの個人と協力しながらNGOレポートを作成し提出しました。他に日本弁護士連合会など多くの団体がレポートを提出しています。

2019年1月16日(水)・17日(木)、ジュネーブの国連・子どもの権利委員会第80会期において、日本の子どもの権利条約の実施状況が審査され、日本に対して総括所見(懸念と勧告)が出されます。その総括所見の内容について、NGOレポートにも関わり、委員会も傍聴された平野さんに報告していただきます。

講師 平野 裕二さん (子どもの権利条約総合研究所 運営委員)
(子どもの権利条約NGOレポート連絡会議)

参加申込は、お名前、団体名(なければ無記入で)..
連絡先を、下記へメールか、電話でお知らせください。..

◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会◆

<申込み・問い合わせ先>

事務局：世話人 宮本 (090-9470-8990)

武本 (090-1196-6393)

E-mail tomo_m01022005@yahoo.co.jp (宮本)

bqe02455@nifty.com (武本)

<会場アクセス>

●西鉄バス

「藤崎バスターミナル」下車 直上階

●地下鉄空港線

「藤崎駅」下車 2番出口

●車

駐車場可能台数 12台

※できるだけ地下鉄・バスなどの公共交通機関をご利用ください